

鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第42号

鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年鳥取市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「が設置する」を削る。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に

係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「報告書等」という。）の縦覧手続、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下これらを「報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出」を「法第9条の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与」に改め、「焼却施設」の次に「（次項において「焼却施設」という。）」を加え、「以下「施設」を「以下これらを「施設」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

第3条中「（以下「縦覧の期間」という。）」の次に「並びに意見書の提出先及び提出期限」を加え、同条に次の2項を加える。

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 前項各号に掲げる事項
- (3) 報告書等の縦覧の場所及び縦覧の期間
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、届出のあつた事項を告示するも

のとする。

第4条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害廃棄物処分受託者の市内の事務所（市内に事務所を持たない場合は、それに準ずる場所）（前条第3項の規定による告示があった場合に限る。）

第4条第2項中「1月」の次に「(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設又は法第9条の3の3第1項の規定に係る施設については、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間)」を加え、同項ただし書を削る。

第5条の見出しを「(意見書の提出期限及び提出先)」に改め、同条中「市長」の次に「(第3条第3項の規定による告示にあつては、災害廃棄物処分受託者)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づく意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 鳥取市市民生活部

(2) 災害廃棄物処分受託者の市内の事務所（市内に事務所を持たない場合は、それに準ずる場所）（第3条第3項の規定による告示があった場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中「(平成9年法律第81号)」の次に「又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)」を加え、「前3条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(災害廃棄物処分受託者の見解等)

第6条 災害廃棄物処分受託者は、前条の規定による意見書が提出されたときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長又は災害廃棄物処分受託者は、前条の規定による意見書が提出されたときは、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、公表しなければならない。

3 前項の規定による見解書の公表について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。